

## 森林づくりの取組等について



# 1 森林づくりの方向性

## (1) これまでの取組

本県の民有林では、昭和20年代半ばから40年代にかけて、カラマツを主体に積極的な造林が行われ、その結果、約33万ヘクタールの人工林が造成されました。

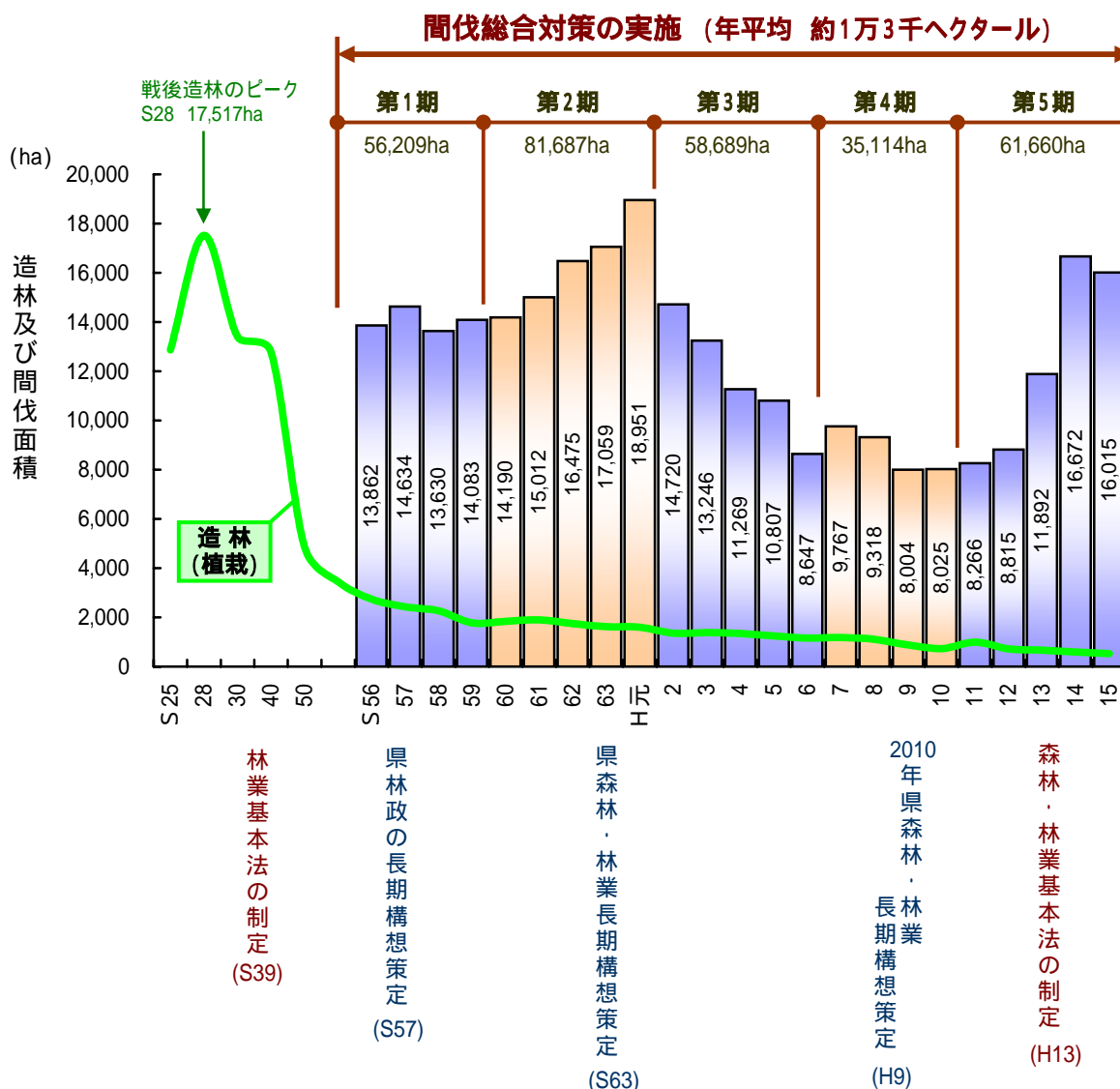
森林、特に人工林では、その多面的な機能を持続的に発揮させるためには、植栽を行って以降、利用期に至るまでの間、下刈り、除伐、間伐などの保育（森林づくり）を適時・適切に行っていく必要があります。

このことから、県では、森林所有者等が自らに行う「森林整備への支援」や、保安林等において県等が行う「公的な森林整備」により積極的に森林づくりに取り組んできました。

特に昭和56年度からは、森林づくりの主体である間伐を計画的に推進するため、「間伐総合対策」を策定して取り組んだほか、森林・林業に関する「長期構想」を策定し、長期的な視点に立った森林づくりを進めてきました。

図1 - 1 造林(植栽)及び間伐実施面積の推移

(資料：長野県林業統計書)



## (2) 森林づくり条例の策定

森林・林業を取り巻く情勢が大きく変化する中で、間伐などの手入れが不足するなど、森林のもつ多面的な機能の発揮に支障をきたす憂慮すべき状態が続いています。

このため、県では、社会全体の共通の財産である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいこうと、県民が主体的に森林づくりに参加するための基本理念や基本方針、新たな仕組みを定める「長野県ふるさとの森林づくり条例」を平成16年10月に制定しました。

### 「長野県ふるさとの森林づくり条例」の概要

平成16年10月14日公布・施行  
(一部 平成17年1月1日施行)

#### 森林づくりの基本理念・方針

##### 基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う。

##### 基本方針

- ・ 森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- ・ 身近な資源である県産材の有効利用
- ・ 森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用

#### 森林づくりに関するそれぞれの責務

##### 県

基本理念等に則した施策の策定・実施  
県民・森林所有者との協働  
国・市町村との緊密な連携

##### 県民

基本理念等に則し、森林づくりの重要性を認識し、森林づくりのための活動に積極的に参加  
県が実施する施策への協力

##### 森林所有者

基本理念等に則した森林の整備の推進及び保全の確保  
県が実施する施策への協力

##### 事業者

基本理念等に則した事業の実施及び県の実施する施策への協力  
開発行為を行う場合は、森林の多面的な機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮

#### 森林づくりに関する県の基本的な施策

##### 森林づくり指針

本県の目指すべき森林の姿と、その実現に向けた森林づくりに関する施策を推進するための基本指針の策定

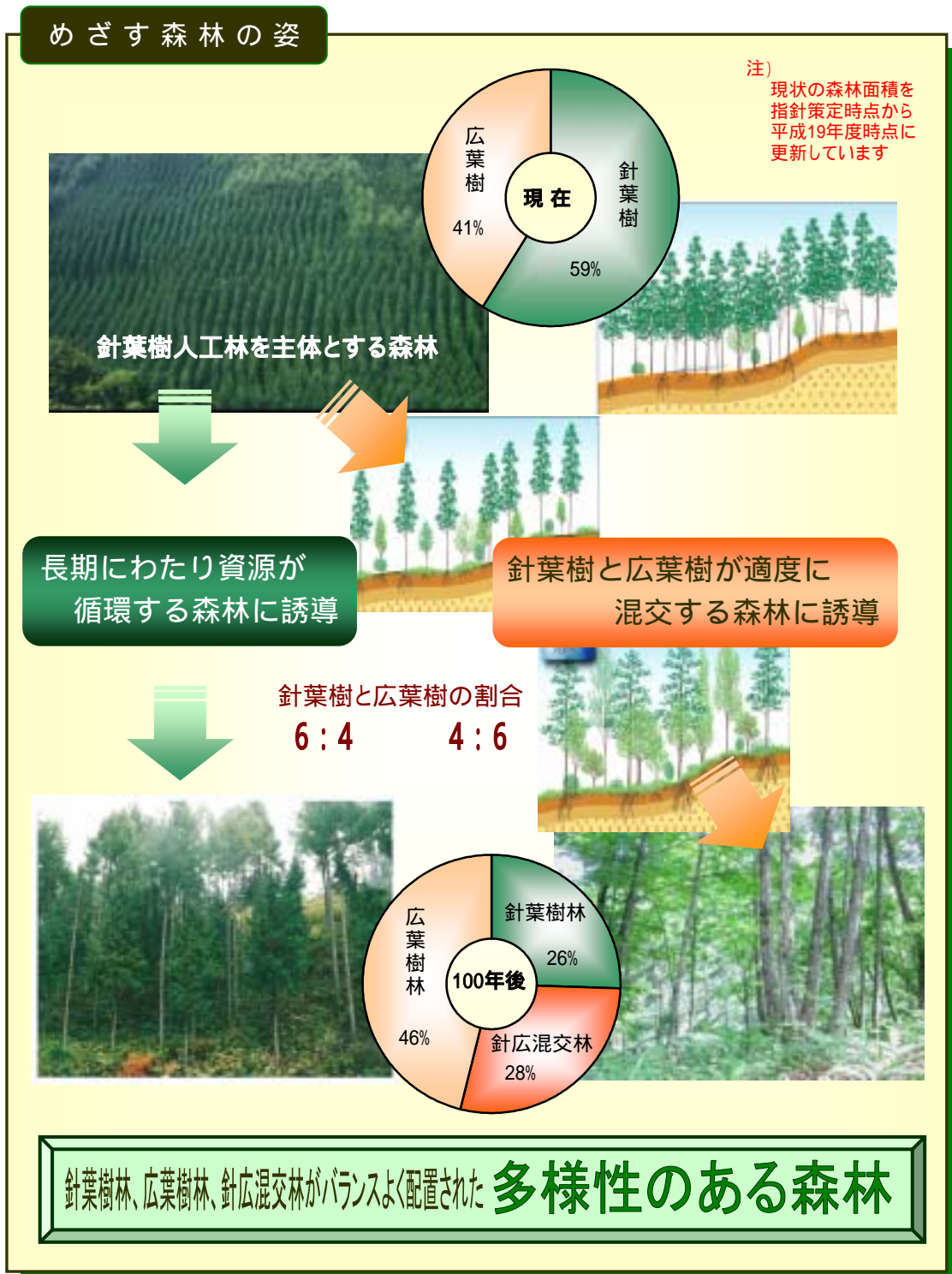
県民の主体的な参加の促進  
県外における理解と協力  
森林の整備の推進及び保全の確保  
県産材利用の促進  
林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展  
森林空間の多面的利用の促進  
山村地域の活性化

そのほか、「新たな仕組み」として、森林整備保全重点地域制度、里山整備利用地域制度を定めています。

### (3) めざす森林の姿と展開方向(森林づくり指針)

県では、「長野県ふるさとの森林づくり条例」の規定に基づき、平成17年6月に「森林づくり指針」を策定しました。

これは、100年先、すなわち22世紀の長野県の森林のあるべき姿と、その森林の姿を実現するために、県民と県が取り組むべき長期の森林づくりの展開方向を明らかにするとともに、今後おおむね10年間の県施策の展開方法を定めたもので、広く県民の皆様の参加を得て策定しました。



## 展開方向

社会全体の共通の財産である森林から、多面的な機能を一定レベル発揮させていくために、今後の維持・管理に最低限どこまで人的関与をすべきかを考慮し、その範囲や方法を次の3つの方法に区分して森林づくりを進めます。

### 循環林

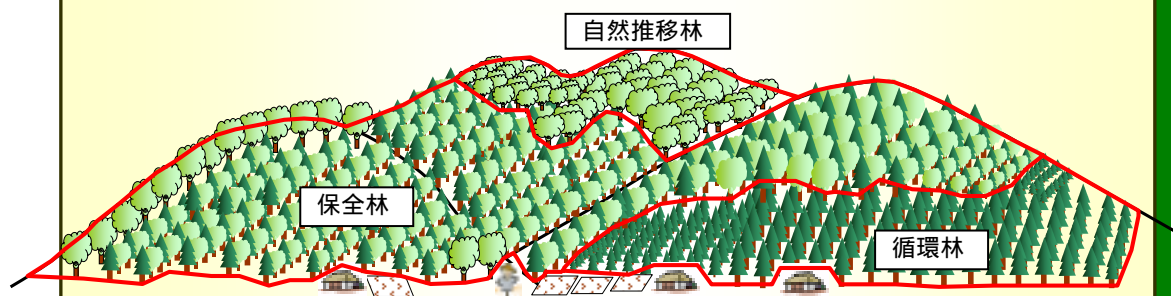
持続可能な木材等の生産を目標とし自然環境に配慮しながら維持・管理します。高性能林業機械の導入と林内路網の整備により、低コスト林業を展開します。

### 保全林

公益的機能の持続的発揮を主な目標として、維持管理します。水源かん養、山地災害の防止という公益的機能の高い森林は、その機能を高める整備を行います。生活環境の保全等の公益的機能の高い森林は、自然力を生かしながらその機能を高める整備を行います。いずれも強度の間伐など必要最低限の整備を実施し、針広混交林を造成します。

### 自然推移林

奥地または林内路網から遠距離(500m以上)に位置し、今後の持続的な整備が困難な森林には、原則として手を加えず自然力を最大限活用して管理していきます。



### 針広混交林への誘導の方法

第1段階(現在から概ね20年間)  
【強度間伐を中心とした健全な森林づくりの重点実施期間】

自然力によって下層への広葉樹を誘導

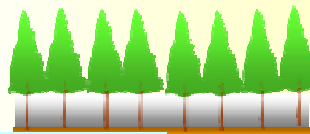
第2段階(概ね30年間)  
【単純な一斉林から多様性のある森林への誘導段階】

発生した広葉樹を育成し、針広混交林へと誘導

50年後  
【整備、利用、再生等が循環に行われる段階への移行期】

下層の広葉樹の生長によって針広混交林へ移行

22世紀  
【針広混交林が成熟し多様性のある森林が支える森林社会の実現へ】





## 2 森林づくりの取組状況

### (1) 森林・林業施策の概要

「長野県ふるさとの森林づくり条例」に基づき策定した「森林づくり指針」において、平成27年度までの数値目標を掲げ、「緑の社会資本」である森林の整備と、林業・木材産業の振興に向け、4本柱の施策体系により総合的かつ効果的な施策を進めています。

図2-1 県一般会計当初予算額の推移

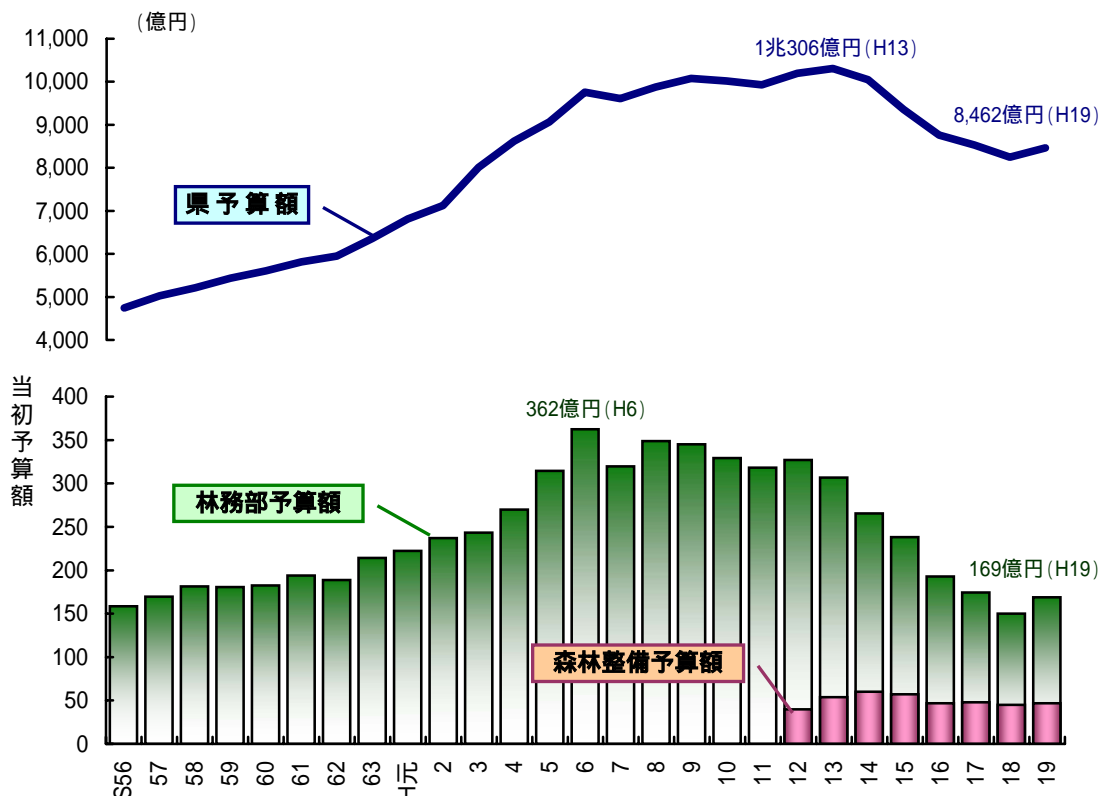
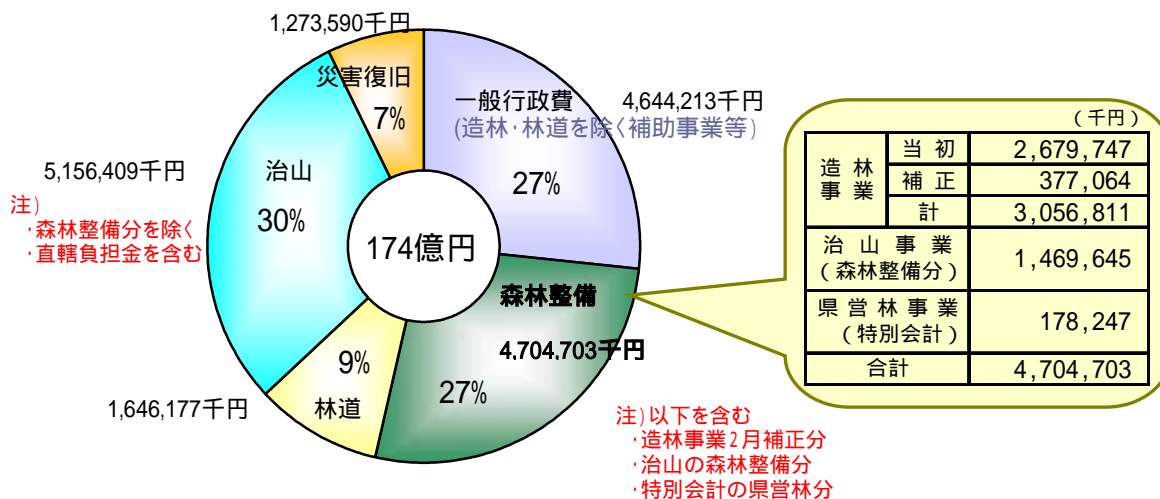
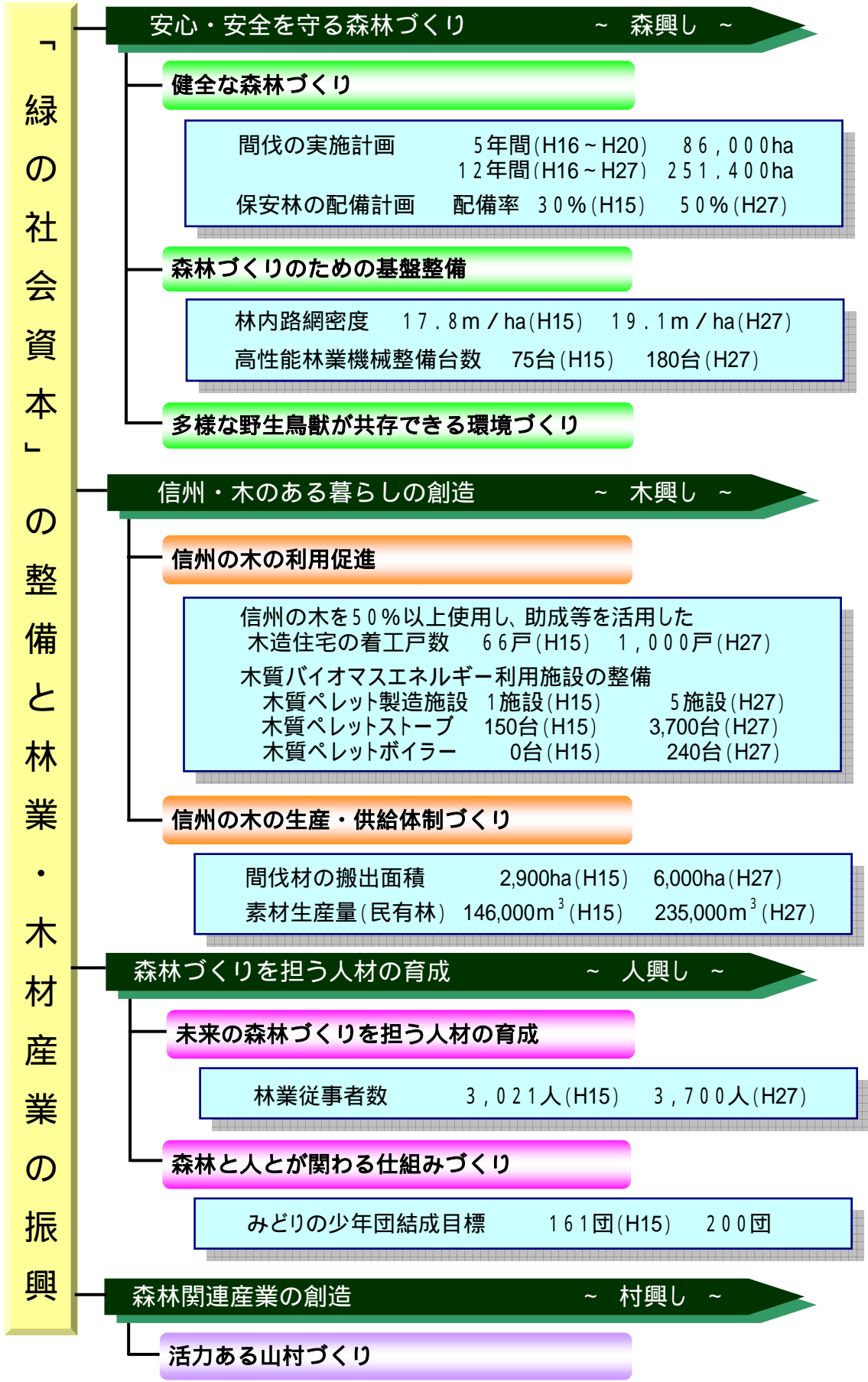


図2-2 平成19年度林務部予算額（造林事業の2月補正等を含む）



(以上の資料：森林政策課業務資料)

# 森林・林業施策体系と「森林づくり指針」に掲げる数値目標



## (2) 信州の森林(もり)づくりアクションプラン

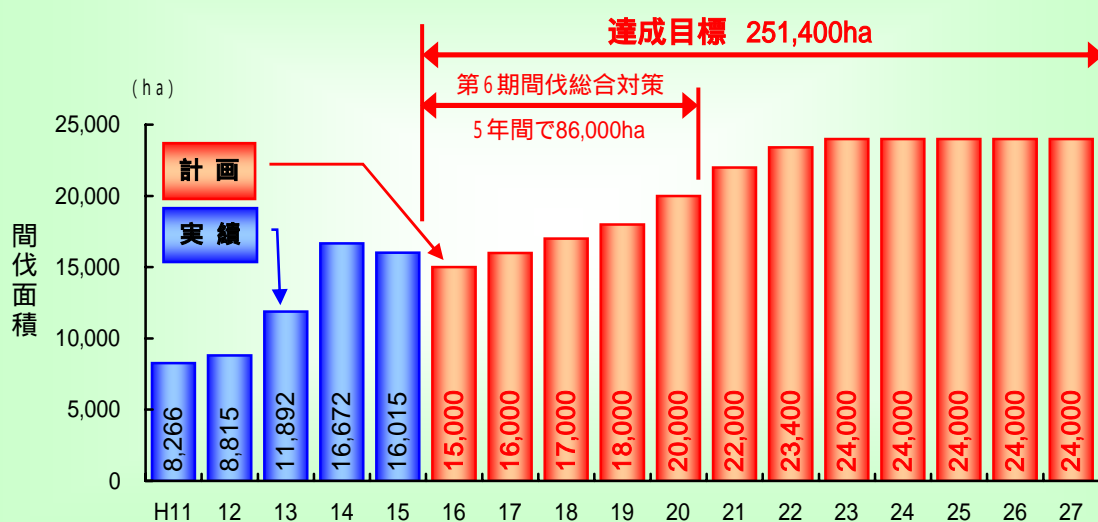
特に、喫緊の課題である間伐の計画的な実行確保を図るため、平成17年6月の「森林づくり指針」策定と同時に「信州の森林(もり)づくりアクションプラン」を策定しました。

間伐すべき森林(25万1,400ヘクタール)をすべて整備するとともに、間伐材の搬出・利用を促進するという、現在の重点課題に対する「行動計画」に位置づけて取り組んでいます。

### 「信州の森林(もり)づくりアクションプラン」の概要

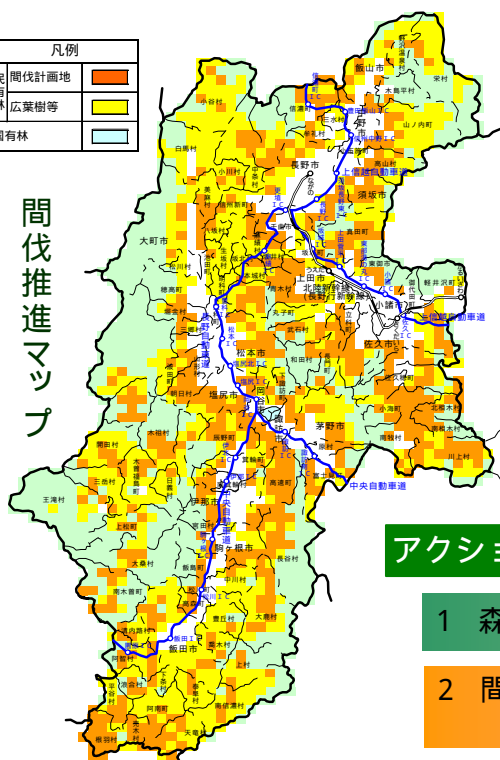
<平成17年6月10日策定>

**平成27年度までに長野県の民有林における間伐すべき森林、  
県土の5分の1にあたる251,400ヘクタールすべてを手入れします。**



間伐計画地	オレンジ色
民有林	黄色
広葉樹等	緑色
国有林	青色

間伐推進マップ



### 間伐材の搬出・利用を促進

高性能林業機械

整備台数 75台(H15) 180台(H27)

素材生産量(国有林+民有林)

年間 245千m<sup>3</sup>(H15) 335千m<sup>3</sup>(H27)

木造住宅

(信州の木を50%以上利用し、助成等を活用)

年間 66戸(H15) 1,000戸(H27)

ペレットストーブ

整備台数 150台(H15) 3,700台(H27)

アクションプランを実行することにより

- 1 森林の多面的機能の向上を図ります
- 2 間伐材を有効に利用することで、循環型社会に寄与します



### (3) 森林整備事業の実施状況

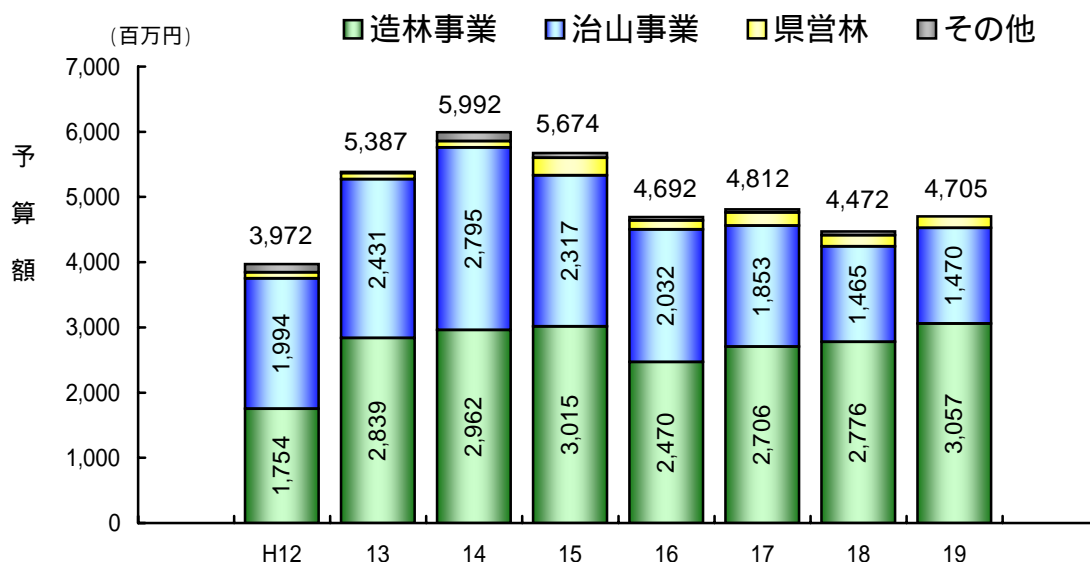
「信州の森林（もり）づくりアクションプラン」に基づき、森林の多面的機能の持続的発揮をめざす森林整備事業を実施しています。

実施にあたっては、国庫補助金の確保に努め、森林所有者等が自ら行う「森林整備への支援」に加え、森林の機能発揮を図る上で特に重要な地域や保安林等において、市町村または県が主体となつて行う「公的な森林整備」を進めています。

平成19年度の県予算においては、県民の生命・財産を守る安全な地域づくりをめざした「減災」対策の主要施策として森林整備事業を位置付け、間伐実行予算を確保をして取り組んでいます。

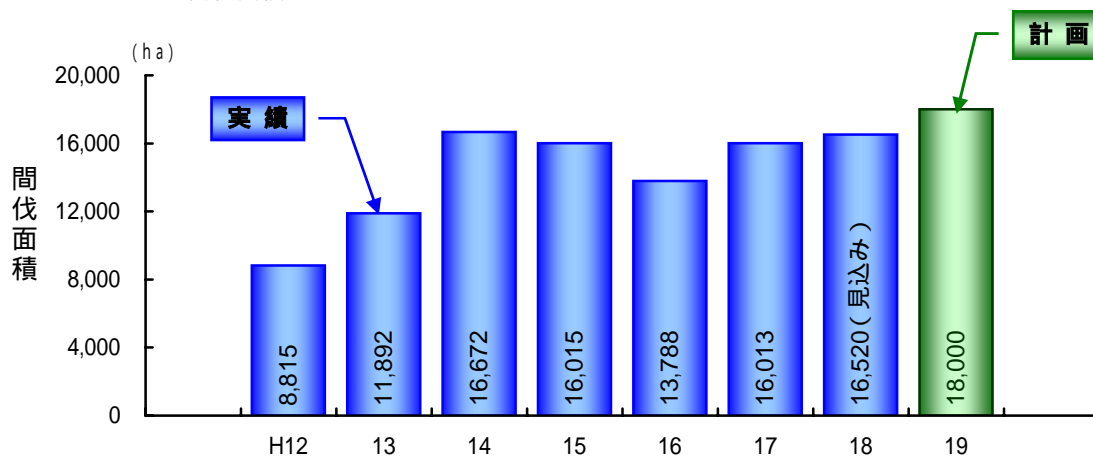
図2-3 森林整備事業の県予算額及び間伐面積の推移

2-3-1 森林整備事業県予算額（実行年度に対応する各年度の補正予算を含む）



（資料：森林政策課業務資料）

2-3-2 間伐面積



（資料：森林整備課業務資料）

## 主な森林整備事業の概要

区分	事業名	事業概要	事業主体	H19県予算額 (間伐計画面積)
森林 整備 への 支援	信州 の 森林 づくり 事業	森林組合や林業事業体等が計画的に行う森林整備を支援します。	地方公共団体 森林組合 施業計画認定者等	2,834,267千円 (14,630ha)
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">国庫補助事業</div> <div style="text-align: center;"> <p>実質補助率 70%</p> <p>51% (補助率3/10 × 査定係数1.7)    19% (補助率1/10 × 査定係数1.7+任意2%)    所有者負担30%</p> </div> </div>		
	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">県単独事業</div> <div style="text-align: center;"> <p>所有者への補助率 70%</p> <p>実質補助率 40%</p> <p>4/10    3/10    所有者負担30%</p> </div> </div>			
	公的 事業	公的森林整備事業	公的な管理が必要な森林について、県と市町村との連携により所有者負担を要しない整備を実施します。	市 町 村
な 森 林 整 備	流域と管水理 特別対策事業	特に定めた重要な流域の森林整備を県営により実施します。	県	121,424千円 (311ha)
		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">国庫補助事業</div> <div style="text-align: center;"> <p>実質補助率 84%</p> <p>51% (補助率3/10 × 査定係数1.7)    17% (補助率1/10 × 査定係数1.7)    補助残を折半 (16% + 16%)</p> </div> </div>		
	治山 事業	森林の公益的な機能を持続的に発揮させるため、機能が低下している保安林の整備を県営により実施します。	県	1,469,645千円 (2,000ha)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; font-size: small;">国庫補助事業</div> <div style="text-align: center;"> <p>50%</p> <p>45%    5%</p> <p>(国庫補助残の90%が上限)</p> </div> </div>				
県営林事業 (特別会計)		県営林について、公益的機能の発揮と地域の模範となる森林経営をめざした整備を実施します。	県	178,247千円 (500ha)

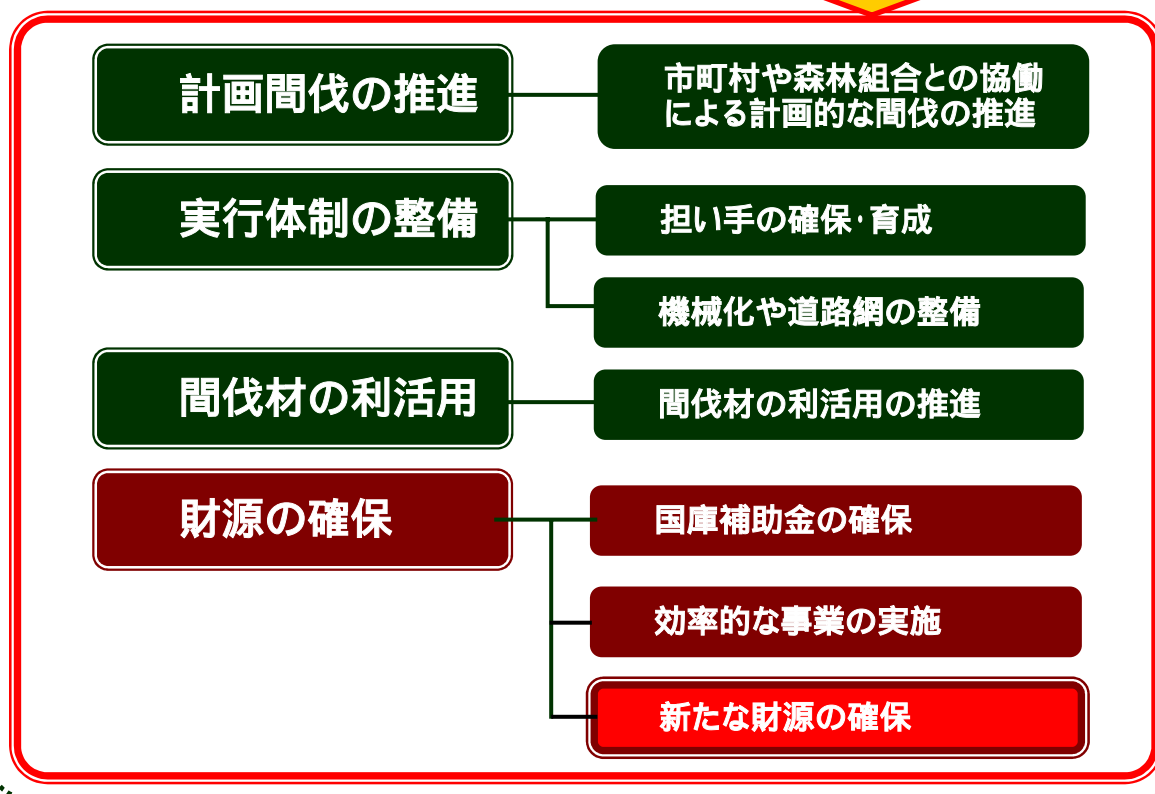
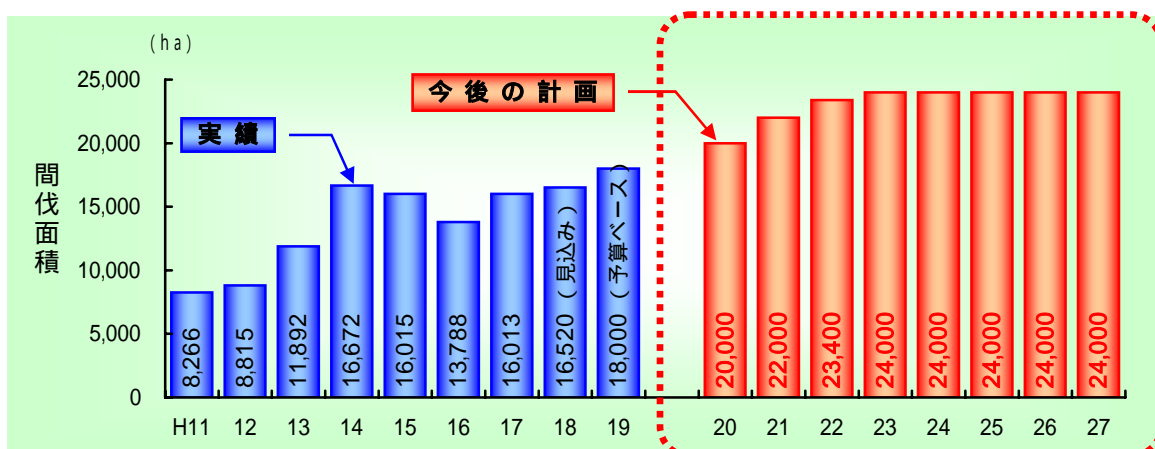
#### (4) 森林づくりを進めるにあたっての課題

社会全体の共通の財産、「緑の社会資本」である森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくためには、現在喫緊の課題となっている「間伐」を着実に実施していく必要があります。

このため、森林づくりの行動計画である「信州の森林（もり）づくりアクションプラン」に基づく計画間伐の着実な実行から、間伐材の搬出・利用に至るまでの取組を総合的かつ効果的に進めていくことが重要となっています。

また、間伐は先送りすることなく、集中的に実施しなければならない時期を迎えていることから、国庫補助金の確保や効率的な事業の実施とともに、新たな財源確保が必要となっています。

#### 間伐を着実に進めるためには



### 3 森林づくりのための新たな財源確保

#### (1) 他県の取組状況

平成12年度に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）が施行されたことを契機に、全国の多くの地方公共団体では様々な独自課税について検討が進められています。

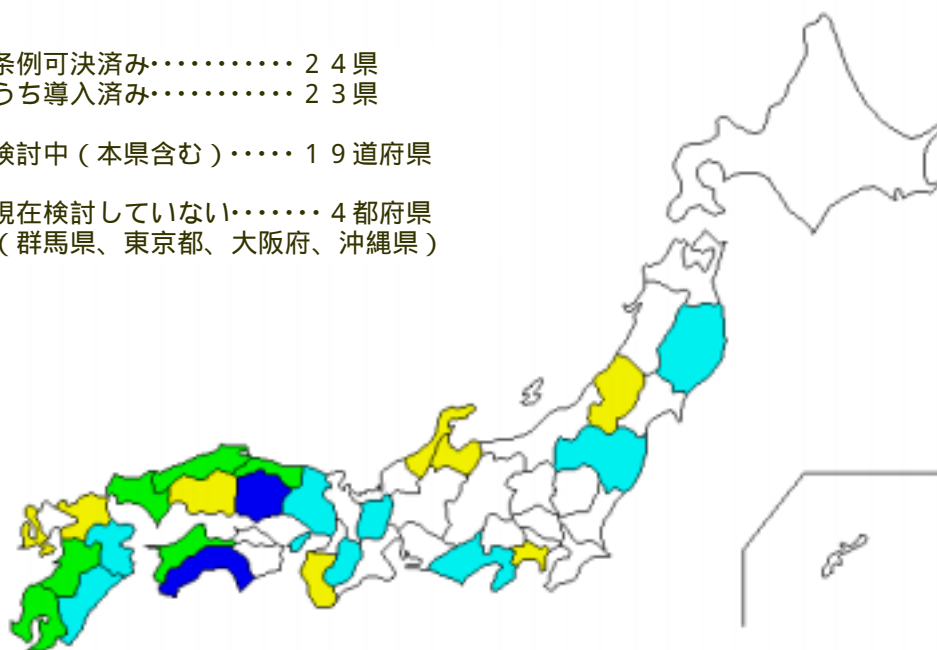
その中で、森林整備等を目的とした税の導入について多くの県で検討がなされており、平成15年度から「森林環境税」を導入した高知県をはじめとして、平成19年4月までに24県が独自課税の仕組みを設けています。

図表3 - 1 森林整備等を目的とした独自課税の県別導入状況

条例可決済み…………… 24 県  
 うち導入済み…………… 23 県

検討中（本県含む）……… 19 道府県

現在検討していない……… 4 都府県  
 （群馬県、東京都、大阪府、沖縄県）



色区分	課税開始年度	県名（条例議決順）	県数	累計
■	平成15年度～	高知県	1	1
	平成16年度～	岡山県	1	2
■	平成17年度～	鳥取県、鹿児島県、島根県、愛媛県、山口県、熊本県	6	8
■	平成18年度～	兵庫県、福島県、奈良県、大分県、滋賀県、岩手県、静岡県、宮崎県	8	16
■	平成19年度～	神奈川県、和歌山県、富山県、山形県、石川県、広島県、長崎県	7	23
	課税準備中	福岡県（18.12議決、2年以内に公布）	1	24

（資料：森林政策課調べ）

これらの県の税を定めた条例では、森林のもつ機能を全ての県民が享受していることを示した上で、広く県民に課税することとしており、既存の個人・法人県民税均等割の税率を引き上げる超過課税方式を採用しています。

表3 - 2 森林整備等を目的とした独自課税(超過課税)の超過税額(率)一覧表

		法人への超過税率(額)						計
		11%	10%	5%	3%	500円	なし	
個人超過税額	1,000円		3県					3県
	800円	1県	1県					2県
	500円			15県		1県		16県
	400円			1県				1県
	300円				1県		1県	2県
	計	1県	4県	16県	1県	1県	1県	24県

神奈川県は法人への賦課はなく、個人県民税の均等割と所得割(0.025%)の超過課税の方式を採用しています。

個人超過税額	県名
1,000円	福島県、岩手県、山形県
800円	兵庫県、滋賀県
500円	高知県、岡山県ほか14県
400円	静岡県
300円	鳥取県、神奈川県

法人超過税率	県名
11%	滋賀県
10%	兵庫県、福島県、岩手県、山形県
5%	岡山県、静岡県ほか14県
3%	鳥取県
500円	高知県
なし	神奈川県

(資料：森林政策課調べ)

税の用途については、「森林環境の保全」、「森林を県民で守り育てる意識の醸成」等の森林づくり関係事業に活用しており、さらに22県では「基金」を設けて、その用途を明確にしています。

また、福島県、山形県、広島県では市町村への交付金を設け、地域の独自性を発揮した森林づくりへの支援も行っています。

なお、兵庫県と広島県ではその用途を都市地域の緑化まで広げています。

また、神奈川県は水源環境の保全・再生を目的とした超過課税であり、その主要施策として森林づくりを位置づけており、そのほかに河川や地下水の保全対策、公共下水道や合併浄化槽の整備促進等を実施しています。

## (2) 県内における財源確保の様々な取組

森林づくりを進めるため、県内では様々な手法による財源確保の取組が進められています。

### ア 流域あがての連携「上下流連携」

木曽広域連合と愛知中部水道企業団（愛知県の豊明市、日進市、東郷町、長久手町、三好町の5市町で構成）の間では、木曽川の源流域における森林整備を促進し水資源の安定的な確保を図ることにより水循環型社会の構築を図ることをめざし、森林法第10条の13に基づく「森林整備協定」を平成15年2月に締結しました。

この協定に基づき、上流の木曽地域、下流の愛知県2市3町では、ともに水道料金1トンの1円の基金積立を行い、平成17年度から木曽地域での間伐事業に活用しています。



このほかにも、下流の地方自治体等が設置した基金等により、上流域の森林整備事業に対する支援が行われています。

表3-3 民有林の森林整備に係る上下流協力事例

区分	名称	設置年月	上流地域	下流地域
分収育林	矢作川水源の森	平成3年12月	長野県根羽村	愛知県安城市
基金	豊川水源基金	昭和52年12月	愛知県8市町村 長野県6市町村(阿南町、売木村、天龍村、阿智村(旧浪合村)、飯田市(旧上村、南信濃村)、泰阜村)	愛知県18市町村
	矢作川水源基金	昭和53年2月	愛知県9市町村、岐阜県3町村 長野県2村(根羽村、平谷村)	愛知県 愛知県20市町村
	沢川水源基金	平成4年10月	長野県2市町(諏訪市、箕輪町)	上伊那広域水道用水企業団
	水道水源環境保全基金	平成13年6月	木曽広域連合(木曽町他5町村)	愛知中部水道企業団

(資料：森林整備課業務資料)

### イ 企業との連携「森林の里親」

荒廃が懸念される森林の整備や山村集落の再生のため、県が仲介役となって企業等の社会貢献活動を誘導する取組で、森林の整備と活動に意欲を有する地域と、環境保全活動に熱心な企業等を結びつける「森林(もり)の里親促進事業」を県下各地で行っています。

図3-2 里親事業の仕組み





表3 - 4 森林の里親契約数等の推移

年度	累計契約数	支援金額	備考
15年度	1件	50万円	
16年度	10件	1,000万円	
17年度	15件	1,800万円	
18年度	20件	1,330万円	
19年度	24件	1,500万円	5月末現在
計	24件	5,680万円	

(資料：林業振興課業務資料)



### (3) みんなで支える森林づくり

県土の約8割を占める森林は、山地災害の防止や水源のかん養、地球温暖化の防止、さらには循環型資源である木材の提供など、多くの恩恵を与えてくれる県民にとってかけがえのない財産です。

しかし、この森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくためには、今後10年間は集中的に間伐を実施しなければならない、先送りのできない時期を迎えています。

県民共通の財産である森林を適切に管理し、県民の様々な要望に応えるには、現行の施策事業を活用し、着実に森林整備を推進するほか、すべての県民が森林の恩恵を享受していることを認識し、県民全体で支えるという視点に立った森林づくりが必要となっています。

#### 森林づくりに対する費用負担

図3 - 3 平成15年度県政世論調査結果

(設問) 森林の果たす役割に対し、年間どの程度まで負担できますか。

有効回答数 1,311

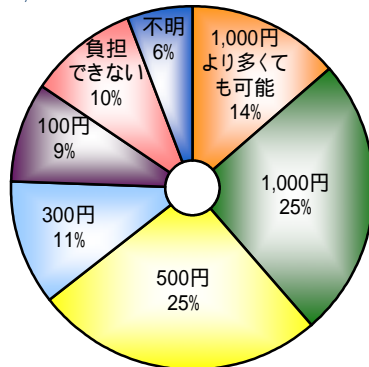
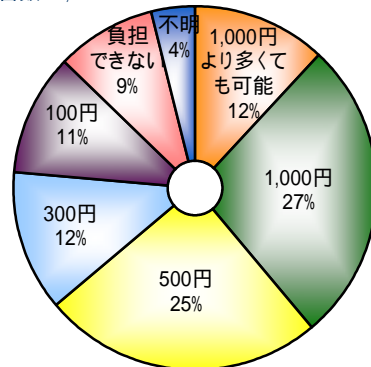


図3 - 4 平成19年度県政世論調査結果(速報値)

(設問) 健全な森林づくりを進めるために年間どの程度まで負担できますか。

有効回答数 1,439



数値は、速報値のため異動する場合があります。